

「船員の働き方改革」「取引環境改善」「生産性向上」の実現に向けた内航アクションプラン

様式【オーナー事業者用】

企業名	所在地	ホームページURL

最終更新日	
-------	--

【法令で義務付けられている項目】

No.	取組項目	実施している	一部実施している	1年以内に実施予定	取組について検討中	取組項目で具体的に実施している内容 ／取組項目に代えて実施している取組	全く実施していない又は1年以内に実施予定が無い場合は、当該項目を実施していない理由
1	・内航海運業に係る業務に関して契約を締結したときは、当該契約の相手方との間で、契約の書面化を実施している。 ※オンライン(メール等)やCD-R等の記録メディアによる提供も含む。	○					
2	・契約内容は曖昧にせず出来るだけ具体的に、役務の範囲(役割分担)やその費用負担について、契約書等で具体的に明記している。						
3	・労務管理記録簿の作成に当たっては、PC等の電子計算機やタイムカードによる作業の開始及び終了の時刻を記録するといった客観的な方法及びその他適切な手法により、船員の労働時間を把握している。						
4	・船員の労働時間管理において運航計画の変更等の措置が必要な場合、常にオペレーターに意見を述べている。						
5	・「労務管理責任者」を選任し、労務管理事務所において、船員の労働時間を適切に管理している。						
6	・船員の労働時間・休息时间、船員に対する休日・休暇の付与に関する事項を記載した労務管理記録簿を作成し、船員の労務管理を行う主たる事務所に備え付けている。						
7	・労務管理責任者がその役割を果たすことができるように、船員の労務管理に関する社内外での研修・講習に参加させるなど、労務管理責任者としての知識の習得及び向上を図るための措置を講じている。						
8	・労務管理責任者の意見を勘案し、必要があると認められる場合、船員の労働時間の状況や健康状態等を考慮して、適切な措置を講じている。						

【ガイドラインで推奨されている項目】

No.	取組項目	実施している	一部実施している	1年以内に実施予定	取組について検討中	取組項目で具体的に実施している内容／取組項目に代えて実施している取組	全く実施していない又は1年以内に実施予定が無い場合は、当該項目を実施していない理由
9	・用船料等は一方的に通知されるのではなく相手方に意見を述べる機会を要求する、市況や今後の見通しについて十分な説明を受ける、原価計算に基づく見積書等を用いた協議を行う等、丁寧な協議等を実施することで決定している。※「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」p7参照						
10	・船員の労働時間の状況等により、運航計画の変更等といった措置が必要となるなど、運航計画に重要な影響を及ぼす意見を述べる場合、口頭のみでなく記録に残る方法で行っている。※「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」p9参照						
11	・船員の労働日ごとの作業開始・終了時刻、作業の種類、補償休日を常に把握している。※「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」p2参照						
12	・労務管理記録簿の作成に当たっては、作業の種類も記録している。※「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」p2参照						
13	・船員の労働日ごとの作業開始・終了時刻及び作業の種類の記録を、定期的に船舶から労務管理事務所へ報告させている。※「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」p6参照						
14	・船員に対して補償休日を付与した場合、労務管理責任者に、補償休日の付与日及び付与した補償休日について労務管理記録簿に記載させている。※「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」p6参照						
15	・付与した補償休日を延期する場合は、労務管理責任者にその延期日及びその理由について労務管理記録簿に記載させている。※「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」p6参照						
16	・労務管理責任者が船員の労働時間、作業による心身への負荷、その他船員の状況を鑑み、労務管理上の措置を講ずる必要がある場合にはその旨の意見をオーナーに述べている。※「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」p9参照						
17	・オーナーは労務管理責任者が意見を適時適切に述べることができるよう、必要な権限の付与、その他体制の構築を行っている。※「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」p9参照						
18	・労務管理責任者の意見を勘案し労務管理上の措置を講ずるに当たっては、船員の健康状態が良好であることが明らかである場合を除き、船員の健康状態その他の実情について医師の意見を聴いている。※「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」p9参照						
19	・「セクシャルハラスメント」や「パワーハラスメント」といった言動により、船員の就労環境が害されることのないよう、必要な体制の整備や雇用管理上必要な措置を講じている。※「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」p10参照						
20	・船員に対して、労働時間、休息时间、休日や有給休暇に係る制度等に関する知識の習得及び、向上のため、研修の実施その他必要な配慮を行っている。※「船員の労務管理の適正化に関するガイドライン」p10参照						

【生産性向上や業務効率化等に資する独自の取組】

生産性向上や業務効率化、その他独自の取組	記載例) ・既存のギアポンプやスクューポンプではなく、サブマージポンプを搭載している。・船員に対して年1回●●に関する研修を開催している。 ・船員の労働時間を把握するために●●システムを導入した。 等

【問い合わせ先】
国土交通省海事局内航課
TEL：03-5253-8111（内線43-464、43-463）
03-5253-8627（直通）